

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月12日
【四半期会計期間】	第44期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	石油資源開発株式会社
【英訳名】	Japan Petroleum Exploration Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 修
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【電話番号】	03(6268)7001
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 依田 壮一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【電話番号】	03(6268)7001
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 依田 壮一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第1四半期連結 累計期間	第44期 第1四半期連結 累計期間	第43期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(百万円)	56,472	60,107	231,086
経常利益(百万円)	4,438	7,853	28,082
四半期(当期)純損益(は損失) (百万円)	3,471	5,867	865
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	16,064	7,142	6,957
純資産額(百万円)	389,995	395,638	403,625
総資産額(百万円)	507,049	501,792	525,172
1株当たり四半期(当期)純損益金 額(は損失)(円)	60.74	102.66	15.14
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	74.0	74.5	72.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

契約当事者	契約の要旨	
石油資源開発株 (提出会社) パシフィック ノースウェスト エルエヌジー社	契約年月日	平成25年4月26日
	契約内容	カナダ ブリティッシュ・コロンビア州のシェールガス開発・生産プロジェクトからのLNG引き取りに関する契約。 ペトロナス社が同州西海岸で検討中のLNGプロジェクト(Pacific Northwest LNGプロジェクト、生産量1,200万t/年)の10%相当のLNG(120万t/年)を引き取る権利を取得しております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における売上高は60,107百万円と前年同期に比べ3,634百万円の増収（+6.4%）となり、売上総利益は15,876百万円と前年同期に比べ379百万円の増益（+2.4%）となりました。前年同期に比べ増収増益となった要因は、主に為替の影響に伴う販売価格の上昇によることなどであり、

探鉱費は、海外での支出が大きく減少したことにより2,819百万円と前年同期に比べ1,360百万円減少（32.5%）し、販売費及び一般管理費は7,544百万円と前年同期に比べ129百万円減少（1.7%）した結果、営業利益は、前年同期に比べ1,869百万円増益（+51.3%）の5,512百万円となりました。

経常利益は、受取配当金の減少などの減益要因があるものの、主に為替差損が為替差益に転じたこと及び持分法による投資損失の減少などにより、前年同期に比べ3,414百万円増益（+76.9%）の7,853百万円となりました。

税金等調整前四半期純利益は、固定資産除却損の減少などにより前年同期に比べ3,642百万円増益（+86.6%）の7,848百万円となり、四半期純利益は法人税等が増加したものの、前年同期に比べ2,395百万円増益（+69.0%）の5,867百万円となりました。

なお、売上高の内訳は次のとおりであります。

(イ) 原油・天然ガス

原油・天然ガス（液化天然ガス（LNG）及びピチューメンを含む）の売上高は、国産原油及びピチューメン、並びに天然ガスの販売数量が減少したものの、為替が大きく円安に振れたことに伴う販売価格の上昇を受けて、主にサハリン原油など買入商品原油の売上高の増加などにより、47,714百万円と前年同期に比べ2,970百万円の増収（+6.6%）となりました。

(ロ) 請負

請負（掘さく工事及び地質調査の受注等）の売上高は、1,789百万円と前年同期に比べ604百万円の増収（+51.0%）となりました。

(ハ) その他

液化石油ガス（LPG）・重油等の石油製品等の販売、天然ガス・石油製品の受託輸送及びその他業務受託等の売上高は、10,603百万円と前年同期に比べ60百万円の増収（+0.6%）となりました。

主なセグメントごとの業績は、次のとおりであります。

日本

日本セグメントの売上高は主に原油・天然ガス（LNG含む）、請負、石油製品等により構成されております。当第1四半期連結累計期間における売上高は、国産原油及び天然ガスの販売数量が減少したものの、為替が大きく円安に振れたことに伴う販売価格の上昇を受けて、主にサハリン原油など買入商品原油の売上高の増加などにより、57,565百万円と前年同期に比べ3,908百万円の増収（+7.3%）となりました。セグメント利益は、北海道や新潟における探掘井の掘さく等により探鉱費が増加したものの、販売費及び一般管理費の減少などにより、8,204百万円と前年同期に比べ1,303百万円の増益（+18.9%）となりました。

北米

北米セグメントの売上高は主に原油・天然ガス（ピチューメン含む）により構成されております。当第1四半期連結累計期間における売上高は、主にJapan Canada Oil Sands Limited（JACOS）において、為替が円安になったことによる増収要因があるものの、坑井の改修作業の遅れや販売先の設備補修といった生産量の減少などによる減収要因が上回ったことにより、2,553百万円と前年同期に比べ262百万円の減収（9.3%）となりました。セグメント損益は、前述の売上高の減少による減益要因はあるものの、平成24年12月にJACOSにおいてカナダ・アルバータ州Hangingstone鉱区でのオイルサンド開発事業に関する最終投資決定を受けて開発作業に移行したことから、探鉱費が大きく減少し、160百万円のセグメント利益（前年同期は338百万円のセグメント損失）となりました。

中東

中東セグメントにおいては、イラク共和国ガラフ油田における商業生産開始に向けた開発作業を実施しております。当第1四半期連結累計期間におけるセグメント損益は48百万円のセグメント損失（前年同期は25百万

円のセグメント損失)となりました。

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ23,380百万円減少し、501,792百万円となりました。これは主に国際石油開発帝石㈱等の株価下落による投資有価証券の減少などによるものであります。

また、負債の部及び純資産の部につきましては、主に、支払手形及び買掛金の減少や前述の投資有価証券の減少による繰延税金負債の減少などにより、負債合計は15,393百万円減少の106,153百万円となり、純資産合計は、利益剰余金の増加及び為替換算調整勘定の増加などを、その他有価証券評価差額金の減少などが上回った結果、7,986百万円減少の395,638百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の概要)

1．目的

当社株式の大量買付が行われる場合に、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させること。

2．基本的な仕組み

当社株式の20%以上を取得しようとする者が遵守すべき手続を設定のうえ、かかる手続が遵守されない場合または企業価値・株主共同の利益が毀損されると認められる場合に、当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもってする買収防衛策（事前警告型買収防衛策）。

3．導入に係る手続

平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会において、当社定款に買収防衛策の導入等に関する根拠条文を置くための定款変更議案に加え、買収防衛策の内容に関する議案について承認を得て導入しました。その後、平成23年6月24日開催の第41回定時株主総会（本総会）において、買収防衛策を一部改定のうえ、更新する議案について承認を得ました。

4．有効期間

本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

5．発動に係る手続

イ) 買収者に対し、買収防衛策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を含む「意向表明書」の提出を求めます。そして、これを受領した日から10営業日以内に、必要な情報が記載された「買付説明書」の提出を求めます。

ロ) 取締役会において、買収者の提案の評価や代替案の検討等を行います（原則60日）。

ハ) 独立委員会において、買収者の提案と取締役会の事業計画の比較検討、取締役会の提示する代替案の検討等を行うほか、買収者との交渉・協議を行います（原則60日。合理的理由がある場合、さらに最長で30日の延長も可能）。

ニ) 独立委員会は、買収者の行為が企業価値又は株主共同の利益を毀損するか否か（毀損する場合、その程度）等を勘案し、その発動の実施又は不実施を取締役会に対し勧告します（発動に際し、株主総会の承認を得るべき留保を付すことも可能）。

ホ) 取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、会社法上の機関としての決議を行います。

6．独立委員会の設置

取締役会の恣意的判断を排除し、対抗措置の発動・不発動の判断の客観性を高めるため、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は次のとおりです。

河上 和雄 当社社外取締役

角谷 正彦 当社社外監査役

土屋恵一郎 明治大学法学部教授

7．対抗措置

新株予約権の無償割当て（概要は下記8．のとおり）とし、買収者以外の株主に新株を交付することにより、買収者の持分の希釈化を図ります。

8. 本新株予約権の無償割当ての概要

イ) 本新株予約権の数

取締役会又は株主総会決議（本決議）で別途定める一定の日（割当期日）における発行済株式総数と同数（自己株式を除く）

ロ) 割当対象株主

割当期日における株主（当社を除く）

ハ) 効力発生日

本決議で別途定める日

二) 目的株式数

本新株予約権 1 個につき、目的となる株式の数は、原則 1 株

ホ) 行使期間

1 ヶ月から 6 ヶ月までの範囲で別途本決議で定める期間

ヘ) 行使条件

20%以上を保有する者又は20%以上を買付けようとする者（非適格者）は、本新株予約権を行使することができないこととする。

ト) 当社による本新株予約権の取得

行使期間開始日の前日までの間、取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、未行使のものを全て取得し、これと引換えに、株式を交付することができる。

(当社の買収防衛策（本プラン）の合理性)

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2. 株主意を重視するものであること

本プランは、前述のとおり、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会においてこれを付議し、承認可決され、さらには、平成23年6月24日開催の第41回定時株主総会においてその更新を付議し、承認可決されております。また、本プランに定める一定の場合には、本プランの発動の是非についても、株主総会の決議を得ることにより株主の皆様の意思を確認することとしております。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されているほか、その有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

3. 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

前述のとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

5. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は65百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	57,154,776	57,154,776	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	57,154,776	57,154,776	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	-	57,154,776	-	14,288	-	-

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,139,800	571,398	-
単元未満株式	普通株式 12,876	-	-
発行済株式総数	57,154,776	-	-
総株主の議決権	-	571,398	-

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
石油資源開発 株式会社	東京都千代田 区丸の内一丁 目7番12号	2,100	-	2,100	0.00
計	-	2,100	-	2,100	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	53,870	61,760
受取手形及び売掛金	32,337 ¹	29,711 ¹
有価証券	53,414	56,533
商品及び製品	4,490	4,467
仕掛品	77	273
原材料及び貯蔵品	7,007	6,849
その他	37,479	23,579
貸倒引当金	31	30
流動資産合計	188,645	183,145
固定資産		
有形固定資産	90,683	91,987
無形固定資産		
その他	10,394	10,418
無形固定資産合計	10,394	10,418
投資その他の資産		
投資有価証券	177,304	153,543
その他	62,806	67,356
貸倒引当金	31	31
海外投資等損失引当金	4,630	4,629
投資その他の資産合計	235,449	216,240
固定資産合計	336,526	318,646
資産合計	525,172	501,792

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,947	13,058
引当金	170	238
その他	22,037	21,538
流動負債合計	41,155	34,835
固定負債		
長期借入金	24,197	22,868
繰延税金負債	31,983	25,006
退職給付引当金	6,938	6,612
その他の引当金	886	800
資産除去債務	10,858	10,690
その他	5,526	5,338
固定負債合計	80,391	71,318
負債合計	121,547	106,153
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,288	14,288
利益剰余金	291,990	296,714
自己株式	10	10
株主資本合計	306,268	310,992
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	78,310	62,819
繰延ヘッジ損益	226	12
為替換算調整勘定	2,362	31
その他の包括利益累計額合計	76,173	62,800
少数株主持分	21,183	21,846
純資産合計	403,625	395,638
負債純資産合計	525,172	501,792

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	56,472	60,107
売上原価	40,975	44,231
売上総利益	15,497	15,876
探鉱費	4,180	2,819
販売費及び一般管理費	7,673	7,544
営業利益	3,642	5,512
営業外収益		
受取利息	365	629
受取配当金	1,449	1,165
為替差益	-	588
その他	215	246
営業外収益合計	2,029	2,630
営業外費用		
支払利息	72	58
持分法による投資損失	903	87
デリバティブ評価損	-	77
その他	257	66
営業外費用合計	1,234	289
経常利益	4,438	7,853
特別利益		
固定資産売却益	2	0
その他	-	0
特別利益合計	2	0
特別損失		
固定資産売却損	-	2
固定資産除却損	227	2
その他	6	-
特別損失合計	234	5
税金等調整前四半期純利益	4,206	7,848
法人税等	659	1,827
少数株主損益調整前四半期純利益	3,546	6,020
少数株主利益	75	153
四半期純利益	3,471	5,867

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,546	6,020
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	21,462	15,492
繰延ヘッジ損益	71	238
為替換算調整勘定	1,800	2,529
持分法適用会社に対する持分相当額	20	38
その他の包括利益合計	19,610	13,163
四半期包括利益	16,064	7,142
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	16,352	7,505
少数株主に係る四半期包括利益	288	363

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(原価差異の繰延処理)

操業度の時期的な変動により発生した原価差異は、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産(その他)として繰り延べております。

(税金費用の計算)

税金費用については、当社及び一部の連結子会社は当第1四半期連結累計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形及び売掛金には、工事未収入金を含めております。

2. 偶発債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
(1) 金融機関からの借入金に対する保証債務			
インベックス北カスピ海石油(株)	9,368	インベックス北カスピ海石油(株)	10,069
サハリン石油ガス開発(株)	8,706	サハリン石油ガス開発(株)	7,521
従業員(住宅資金借入)	570	従業員(住宅資金借入)	502
東北天然ガス(株)	517	東北天然ガス(株)	422
熊本みらいエル・エヌ・ジー(株)	88	熊本みらいエル・エヌ・ジー(株)	88
(2) 生産設備に関連する債務に対する保証			
Kangean Energy Indonesia Ltd.	15,871	Kangean Energy Indonesia Ltd.	15,998
合計	35,123	合計	34,604

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産等に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	5,023	2,760

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,143	20	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,143	20	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	北米	中東	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	53,657	2,815	-	56,472	-	56,472	-	56,472
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	-	-	0	-	0	0	-
計	53,657	2,815	-	56,472	-	56,472	0	56,472
セグメント利益 又は損失()	6,900	338	25	6,535	159	6,376	2,734	3,642

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、東南アジア等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 2,734百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,734百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び試験研究費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	北米	中東	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	57,554	2,553	-	60,107	-	60,107	-	60,107
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	10	-	-	10	-	10	10	-
計	57,565	2,553	-	60,118	-	60,118	10	60,107
セグメント利益 又は損失()	8,204	160	48	8,316	209	8,106	2,594	5,512

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、東南アジア等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 2,594百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,594百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び試験研究費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	60円74銭	102円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,471	5,867
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,471	5,867
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,152	57,152

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月12日

石油資源開発株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅村 一彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている石油資源開発株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。